

## 平成28年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月15日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃  
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美  
企画調整幹 中村茂弘 町民課長 青井義和  
建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸 観光課長 今井一行  
会計管理者 市川正彦 教育次長 荻原邦久  
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明  
農業委員会会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後2時57分

**議長（土屋春江君）** おはようございます。本日は、平成28年度第1回定例会最終日でありま  
す。議員各位におかれましては、住民全体の立場に立った予算審議を十分尽くされた  
と思います。

それでは、これから、本日3月15日の会議を開きます。

報告します。宮下農業委員会長から、公務のため遅刻届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影を許可し  
てあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第2号～日程第35 同意第1号

**議長（土屋春江君）** 日程第1 議案第2号 立科町行政不服審査会条例制定についてから、  
日程第35 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財  
政上の計画の同意を求める件についてまでを一括議題といたしますが、ご異議ありま  
せんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会及び予算特別委  
員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

榎本真弓総務経済常任委員長、登壇の上、願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

**7番（榎本真弓君）** 7番、榎本です。

総務経済常任委員長として報告をいたします。

付託案件は審査経過の中で申し上げます。

本委員会は、3月4日に付託された標記案件を審査するため、3月9日に常任委員  
会を開催をし、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第2号 立科町行政不服審査会条例制定について。

全面改正となった行政不服審査法の概要と運用方法について説明を受け、原案を全  
会一致で可決しました。

（2）議案第3号 立科町行政不服審査関係手数料条例制定について。

運用方法について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定  
について。

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第5号 立科町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について。

想定される案件と電子情報処理組織について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第6号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定について。

組織体制の変更と課の分掌事務について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第7号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について。

特定個人情報の利用について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(7) 議案第8号 立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定について。

条例の一部改正は行政手続法の改正に伴うものであることと、実際の運用について説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(8) 議案第9号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職名は現在の法律、条例等に合わせ変更した旨の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第10号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について。原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について。

換価の猶予についての説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第27号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第5号)について。

歳入全款、歳出のうち、2款総務費(戸籍住民基本台帳費を除く)、5款農林水産業費、6款商工費、8款消防費、10款災害復旧費(1項農林業施設災害復旧費)、12款予備費。

歳入について主なものは、国県支出金、事業の実績及び進捗に伴う補正であり、分担金及び負担金では、保育園及び児童館の入園児と利用者の実績に伴う補正であること、財産収入では、県単道路事業に係る町有地の売り払い収入の増額であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、2款総務費では、総務管理費の一般管理経費のうち準職員退職謝金は臨時職員等退職謝金支給規程に基づく謝金であり、企画費では、広報経費でホームページ管理システムの更新に伴う委託料の入札差金による減額補正、備品購入費はホームページ更新に伴う編集用パソコンと広報用カメラの更新による増額補正、地域情報通信費では、平成27年度地域情報通信基盤整備事業において整備したサーバー機器等の更新に伴う備品購入費の入札差金による減額補正、コミュニティ費

では権現の湯の事業経費で実績による講師謝礼等の減額補正と、燃料費の単価値下げによる減額補正であるとの説明を受けました。

5 款農業費では、有害鳥獣駆除事業の委託料及び事業実績見込みに伴う補正、林業費では、事業実績見込みに伴う補正、土地改良費では、県営ため池等整備事業牛鹿宇山地区補助金の確定に伴う補正であるとの説明を受けました。

6 款商工費の観光振興費では、観光振興経費で、県補助金を受けて実施する外国人旅行者受け入れ環境整備事業に係る無線LAN環境整備補助金の追加申請による増額補正であり、その他は事業実績による減額補正であるとの説明を受けました。

8 款消防費では、区・部落へ交付する防犯灯電気料補助金の増額、防災行政無線整備事業の入札差金による減額補正であるとの説明を受けました。

10 款災害復旧費では、農林業施設災害復旧費について、事業実績見込みに伴う補正であるとの説明を受け、12 款予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第32号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。

町有地貸付賃貸料の法人の破産等による徴収不能との説明を受け、賛成多数で可決しました。

### 3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

**議長（土屋春江君）** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8 番 森本 信明君 登壇〉

**8 番（森本信明君）** 社会文教建設常任委員長の森本です。

社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

審査経過。

本委員会は、平成28年3月4日付で付託された標記案件について平成28年3月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

(1) 議案第12号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第13号 立科町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第14号 立科町下水道事業特別会計条例の一部を改正する条例制定につ

いて。

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第15号 立科町特定環境保全公共下水道事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第16号 立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第27号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第5号)について。

歳出のうち、2款総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)、3款民生費、4款衛生費、7款土木費、9款教育費。

2款総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)について。

通知カード及び個人番号カードの交付金確定による補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3款民生費について、社会福祉総務費では、民生児童委員1名の退任記念品代及び国民健康保険特別会計繰出金の国県負担金等の交付決定による補正。児童福祉費では、保育所利用者負担軽減措置の実施による子ども・子育て支援システムの改修委託料、高齢者福祉費では、家庭介護者慰労金の実績による減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

4款衛生費について、ごみ処理費では、川西清掃センター及び川西一般廃棄物最終処分場の負担金確定による減額補正。し尿処理費では、川西衛生センターの負担金確定による減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

7款土木費について、土木管理費では、有料道路利用者負担軽減事業負担金の実績による減額補正。道路橋梁費では、凍結防止剤購入費の増額補正、実績による調査測量設計委託料及び工事請負費の減額補正、社会資本整備総合交付金配当額決定に伴う設計監理委託料及び工事請負費の減額補正が主なものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

9款教育費について、教育総務費では蓼科高校育成会への通学バスに係る補助金。公民館費では、寄附金による図書室用図書購入費との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第28号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について。

共同事業交付金の確定による減額補正。保険給付費の実績見込みによる補正及び後期高齢者支援金の確定による減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第29号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。

て。

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第30号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について。

事業費等の確定及び合併浄化槽の設置を予定していた申請対象者が設置を行わないため補助金の減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(10) 議案第31号 平成27年度立科町水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

事業費等の確定及び夢の平配水管カメラ調査業務の事業中止による減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(11) 議案第33号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。

原案を全会一致で可決しました。

(12) 議案第34号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について。

原案を全会一致で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上であります。

**議長(土屋春江君)** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
4番、村田桂子君。

**4番(村田桂子君)** 議案第31号の夢の平配水管カメラ調査業務の事業中止というのは、理由というのはどんなことだったんでしょうか。( (事業の内容ですか) の声あり) それで減額補正だってことだったんですけど。

**8番(森本信明君)** それは、今までカメラを通してやる予定でしたが、配水池の内容とか、こういうものがカメラを通さなくてもいいような状況が生まれたということでありませう。

**議長(土屋春江君)** ほかにありませんか。

[ (なし) の声あり ]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓予算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

**7番(榎本真弓君)** 7番、榎本です。

立科町議会予算特別委員会の委員長として審査結果の報告をいたします。

付託案件は審査経過の中で申し上げます。

本委員会は、3月4日に付託された標記案件について、3月10日及び3月11日に委員会を開催をし、審査を行った結果は次のとおりであります。

(1) 議案第17号 平成28年度立科町一般会計予算について。

賛成多数で可決しました。

(2) 議案第18号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(3) 議案第19号 平成28年度立科町後期高齢者医療特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(4) 議案第20号 平成28年度立科町介護保険特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(5) 議案第21号 平成28年度立科町住宅改修資金特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(6) 議案第22号 平成28年度立科町下水道事業特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(7) 議案第23号 平成28年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(8) 議案第24号 平成28年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について。

全会一致で可決しました。

(9) 議案第32号 平成28年度立科町水道事業会計予算について。

全会一致で可決しました。

(10) 議案第33号 平成28年度立科町索道事業特別会計予算について。

索道事業が持続可能となる方向性を早急に決し、収益改善に向けての施策を速やかに実行されることを強く要望し、賛成多数で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長（土屋春江君） ここで暫時休憩とします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時25分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り審議を開催いたします。

榎本委員長、報告をお願いいたします。

7番（榎本真弓君） ここで、大変申しわけありませんが、議案番号の訂正をお願いいたします。

(9) 議案第32号、こちらを議案第25号、(10) 番の議案第33号を議案第26号の訂正をお願いいたします。

大変失礼いたしました。

議長(土屋春江君) 暫時休憩いたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時27分 再開)

議長(土屋春江君) 休憩前に戻り議事を再開します。

7番(榎本真弓君) 大変申しわけありません。付託案件の番号も訂正をさせていただきます。

議案第24号の次に議案第、同じように24号になっておりました。こちらを25号、その次の議案第25号を26号に訂正をお願いいたします。

議長(土屋春江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 先ほど補正予算については、かなり款ごとに詳しい事業内容が記されていたんですが、予算のほうも事業報告、主な概要を、審査の概要を書かれたほうがいいと思うんですけども、何でないんでしょうか。

7番(榎本真弓君) 予算特別委員会は、本委員会単独で特別、全議員が参加をして慎重審議を行いました。私は、報告に関しては簡単にさせていただきましたが、その中で十分に皆さんの胸に落ちた審議がされたと思えましたので、報告は簡単にさせていただきました。

議長(土屋春江君) 4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) 今日の本会議は全町にも放送されているところですし、町民の方は審議には参加されていないので、委員長の報告で主な予算の、審議の主な項目や内容についてはお知らせすることがいいのではないかと思います。また、記録に残るものなので、28年度予算の主な事業内容や審議、審査の対象、論争の焦点になったものなんかを記されることがいいのではないかとということで、これ要望をしておきます。

以上です。

議長(土屋春江君) ほかにありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) それでは、3つの議案にわたって反対をいたします。

まず、議案第7号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について。

この条例は、個人番号を利用する事業として、立科町福祉医療費の支給に関する条例を新たに加えるものです。医療費還付などの窓口申請を新たに追加することとなっております。

町は、番号を記入することによって事務が省略できると言いますが、これまでよりも慎重な手続が必要になり、カードを持ち歩かなければならない煩わしさが増すことが予想されます。税や保険料などは番号記入がなくても口座から自動的に引き落とされるわけですから、申請のときだけ番号が必要っておかしいよねと、住民の人から声が寄せられました。番号を記入しなければ利用できないことになれば、何のための制度かということになります。

これまでも住民基本番号制度の導入のときも、住所地以外のところでも申請ができるからと喧伝して、多額の初期投資が必要とされ、維持にも百二十万円余もかかるなど、巨額の財政が支出をされています。今回の個人番号制度も新たなソフト部分での公共事業であり、巨額の費用がかかる割合には利用がそんなに多くないことが予想されます。

法律では、個人番号を記入しなくても不利益を受けないことになっていますが、煩雑さが増し、個人番号カードの紛失の懸念や番号を誤って書き間違えるなどの新たな心配も出てきます。これまでのように、名前と住所、生年月日で確認すれば十分だと考え、反対いたします。

次に、議案第27号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第5号）について反対します。

この補正では、マイナンバー制度、個人番号制度のセキュリティ強化として、情報を扱う職員の手のひら認証の装置設備約1,600万円、カード発行経費約130万円、合計約1,730万円が追加補正です。必要性は疑問です。反対します。

次に、議案第17号 平成28年度立科町一般会計予算の反対討論を行います。

来年度の予算は、米村町長が組んだ初めての本格予算であり、思いの詰まった予算であると認識しております。子育てしやすい町づくりと、定住・移住したくなる町づくりをモットーに予算の重点化が図られました。

3番目の子供の保育料無料化や児童クラブの5時以降の利用料の無料化、そして福祉医療では、妊産婦までの拡大などが予算化されました。また、定住・移住したくなる町づくりでは、移住体験住宅での体験者の呼び込みや町おこし協力隊の採用、また、新たに移住し家を建てた場合には100万円支給など、思いが盛り込まれています。独居老人の24時間見守りや特定健診の無料制度の拡大、ふるさと納税の充実で米農家支援など、新たな施策展開で活路を開こうとしている様子を感じ取ることができました。

私が反対する理由は、大きく言って3点となります。

まず第1は、個人番号制度の導入経費であります。住民票や印鑑登録証明書をコンビニでとるための導入制度に、初期投資で約2,037万円、その他の経費で約1,688万円、合計約3,725万円がかかります。毎年420万円の財源が必要というシステムです。

このコンビニ交付システムは、個人番号カードが必要です。1年に何回利用するかわからない印鑑登録や住民票の交付のために、4,000万円近い財源が必要となります。導入の必要性は薄いと考えます。違う自治体からでも住民票がとれると喧伝された住基カード制度も、住民にとっては大したメリットも感じられませんでした。個人番号制度が住民基本台帳ネットワークの二の舞になることを憂うものであります。

それだけではなく、税情報など重大なプライバシーを含む情報はらんだカードであり、管理に神経を使い、また今回は、福祉医療制度への接続が条例化されていますが、今後、さらに多くの事業への関与が予測され、国家による個人の管理へと結びつくことが懸念されています。

いま一つの反対の理由は、同和対策への支出が予算化されていることです。国による同和対策は既に終了しています。ところが、町は同和対策として、部落解放同盟立科町協議会に80万円、解放子供会に2.85万円など、特別扱いで予算化しています。該当地区の子供たちへの学習支援などは、むしろ地域を広げて、立科町の希望する子供全てへの学習支援に拡大すべきではありませんか。また、毎年予算を減額して、特別扱いをやめるとした約束が果たされていません。

3つ目は、進行する住民の貧困化、子供の貧困への手だてがとられていないということです。国民の賃金は、4年連続で減り続けています。その上、消費税8%が追い打ちをかけており、生活の苦しさを訴える住民はふえています。特に子供の貧困は16%となり、6人に1人は貧困家庭という状況で、立科町も例外ではありません。

子供の医療費無料化を文字どおり窓口で無料にすることや、給食費の無料化、水道料など公共料金の減免制度など、ひとり親家庭や貧困家庭などに心を寄せた施策展開が求められます。残念ながら、この点での展開は見受けられませんでした。

以上、反対討論といたします。

**議長（土屋春江君）** ほかに討論ありませんか。6番、村松浩喜君。

**6番（村松浩喜君）** 6番。私は、本定例会に上程された議案第32号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてに対し、反対の立場で討論いたします。

この議案は、貸付料の滞納により契約解除に至るなど、その回収が困難となった11件の事案について、未納額を請求する権利を放棄するというものでした。担当課より交渉経過などの詳しい説明があり、滞納金が納入される見込みはほとんどないであろうと推測できました。

私は、この議案に賛成するか否か迷いました。議会の責任において未納金を請求する権利を放棄するという決断を下すならば、そのときの役場担当者や議員の判断だけではなく、誰の目から見ても明らかな客観的な判断基準を持つべきではないかと考え

たからです。

その客観的な判断基準を、私は民法第169条に求めました。その条文は、年払いや月払いなど定期的に納められる賃貸料などの支払いを受ける権利は、5年間行使しなければ消滅するという時効について規定しています。

今回の11件の事案には、契約を解除する前の最後の支払い要求である催告から5年を経過していないものも含まれていますので、一般論として、これらの債務は時効の援用を受けられないこととなります。したがって、現時点で請求する権利を放棄することは時期尚早であり、適当ではないと判断いたしました。

ただいま申し上げた結論に至るまでの過程で、私は、未納金の回収方法について、役場業務の改善策にも思いをめぐらせました。その内容は次のとおりです。

町が定期的に徴収する料金は、町有地の貸付料のほか、上下水道料などもあります。これらに各種税金も含め、その滞納整理に当たっては交渉窓口を一本化することを提案します。これにより、同一の請求先に異なる担当課が連絡することもなくなり、回収効率、事務効率の向上が期待できるのではないのでしょうか。

また、未納金を回収するために、町外や県外など遠方に職員を派遣することは、なるべく避ける方向で見直すことも提案します。債務者に直接会っても取り合ってもらえない、自宅等を訪問しても会うことができないなど、時間や費用の無駄が多く、担当職員が受ける精神的な負担も大きいのではないかと推測するからです。

もう一点、特に別荘地の貸付料の滞納が発生した場合、支払い交渉や督促などに費やす期間を長引かせることなく契約を解除し、なるべく早く新たな貸付先の獲得を目指したほうがよいのではないのでしょうか。例えば今まで未納のまま5年間契約し続けていたとすると、それを見直し、2年ないし3年間に縮めるということです。

さまざま申し上げましたが、本来、町の収入となるべき未納金を回収するという問題に向かい合うとき、最後のとりでとなるのが議会です。請求権を放棄するに当たっては、より慎重な判断を求められます。

今回の私の発言が、今後の未納金への滞納について、検討、改善するための問題提起となることを期待して、反対討論を終わります。

**議長（土屋春江君）** ほかにありませんか。11番、田中三江君。

**11番（田中三江君）** 11番、田中三江です。

私は、平成28年度第1回定例会に提案されました、議案第26号 索道事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

索道事業は、時代の変化に伴い、暖冬の影響やスキー人口の減少により、平成15年度より欠損が始まっております。しかし、経費は同じようにかかり、毎年1億円以上のマイナスとなっております。そして、留保金は現在、4億5,000万円ほどに減少をしております。

観光と農業の町とうたっている当町、索道をなくすわけにはいきません。以前より、

町の監査委員さんからの意見書でも、喫緊の課題、早急に手を打つようにと指摘をされております。何年も前から、理事者、職員、議会、学識経験者、住民の皆さん等、多くの皆さんにより検討、協議し、昨年3月に指定管理ができる条例の一部改正が議会に上程され、可決されました。

今回、一般質問でも伺いましたところ、指定管理等やらないわけではないがと、具体的な結論を出す時期も政策も改善策も示されませんでした。これでは、近い将来、索道事業の運営費に大きく公費を投入するようになります。このままですと、町民皆さんに多大の負担をかけることとなります。もし指定管理を依頼すると決めてからも、業者の応募、選択、指定管理の方法、交渉等、時間もかかります。

私は、施策がなく、改善もされていない予算に対し賛成することはできません。明確な施策、早急な改善策を打ち出されること、また、全町民の意見を伺うことを要望し、反対討論とします。終わります。

**議長（土屋春江君）** ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。9番、西藤 努君。

**9番（西藤 努君）** 9番、西藤です。

今定例会において上程されております全議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度一般会計予算では、44億7,300万円余が上程されました。ふるさと寄附金の予算は1億4,700万円と多額であります。農業振興支援とするも、現状の実績、実態からは若干の懸念も持っております。しかし、特に低迷する米農家の所得増につながる施策であり、生産意欲に期待がされると思われれます。

移住・定住施策、子育て支援施策は、本年度の重点施策であります。新たに移住・定住推進経費や共働き子育て世帯の負担軽減施策等の子育て関連予算が計上されております。

地球温暖化防止、循環型社会の構築に取り組む予算では、新クリーンセンターへの移行も踏まえ、本年度は準備期間となることから、住民への周知はしっかり行い、万全の対応をすること。中でも生ごみ堆肥化事業は、ごみ減量化の期待はできますが、収集方法、処理施設場所の選定、永続的な運用方法等、町民が納得できるよう慎重に検討されることの要望を付して賛成とするものです。

索道事業予算については、厳しい局面に置かれてる状況にあります。天候や集客など、観光事業を取り巻く状況から、確固たる見通しが立てにくい苦しい予算編成であることは理解します。効果的な誘客PRと新市場の開拓に精力的に取り組むこと、また、るる指摘されている将来課題に対して、安定的な観光振興に資する方策に向け、研究、検討を重ね、課題克服にスピード感を持って当たることを期待し、賛成します。

そのほか、条例案件、各特別会計予算、補正予算については、事業を推進するために必要なものと認め、賛成します。

町長として初めての予算編成であります。くしくも自立宣言10年が経過、地方創生総合戦略の本格スタートとなる節目の時期でもあります。今予算等が住民福祉の向上、当町の発展に資するものと判断し、評価し、行政運営の期待も込め、賛成討論いたします。

**議長（土屋春江君）** ほかに討論ありませんか。5番、両角正芳君。

**5番（両角正芳君）** 5番、両角です。

本定例会に上程された条例改正、平成28年度予算案、補正予算等の案件について、賛成の立場で討論いたします。

条例改正のうち、ふるさと寄附金を活用した米生産農家への支援に充てるための条例改正については、その成果を期待するものであります。

また、これまでの乳幼児からの医療費助成を妊産婦からとする条例改正は、子育て支援の一助となり得るものとの判断から、賛成するものであります。

他の条例改正は、国の法改正に伴う改正が主なものであります。平成28年度予算は、米村町長が人口減少に歯どめをかけるため、立科町人口ビジョン及び立科町総合戦略を基軸とし、子育てしやすい町づくり、定住・移住したくなる町づくりの2点を重点施策に掲げられ、新規事業を取り入れられた予算であると認識するものであります。

主な事業は、条例改正案件の中で述べた事業のほか、保育料の負担軽減策、定住・移住者向け新築住宅補助事業、クリーンエネルギー事業など、重点施策を補完する事業予算が計上されています。

また、広域的連携による白樺湖周辺ジョギングロード事業は、観光誘客活動と相まって、交流人口拡大に資する事業として評価するものであります。

福祉関係においては、日中活動系サービスや委託系サービス等の予算が増額され、障害者支援の充実が図られており、賛成いたしますが、介護保険特別会計予算に計上されている介護サービス等の給付費等が増加傾向にあり、福祉事業に係る財源の確保が今後の課題と考えます。

また、教育関係では、学校と地域が一体となって子供を育てる仕組みをつくる、信州型コミュニティスクールの実施及び学校教育や社会教育の充実を図っていくことも視野に入れた公民館長の廃止とのことにより、賛成するものであります。

このほか、町道改良工事や水道管布設がえ工事等のインフラ整備事業も順次計画されております。公共施設の整備及び活用に関しては、公共施設等総合管理計画の策定支援業務を28年度に実施する計画にはなっていますが、何年も利用形態のない公共施設も見受けられるので、有効な活用方法を早期に方向性を示されることを強く望むものであります。

財政面においては、補助事業等を導入しながら必要な予算確保に努められ、財政調

整基金繰り入れを抑えた予算となっており、評価するものであります。

平成28年度の補正予算においては、次年度に向けての事業費の確定や実績見込みによる補正が主なものであり、賛成するものであります。

行政として、農業振興公社の位置づけを明確にされることを願うとともに、索道事業の経営改善と、その周辺エリアの整備促進策を早期に示されることを期待し、賛成討論といたします。

**議長（土屋春江君）** ほかに討論ありませんか。4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 4番です。議案第12号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

この条例は、医療費無料制度の拡大を意味します。つまり高校卒業までの子供の医療費の無料化をさらに延長して、お子さんがお母さんのおなかに宿ったときから、つまり妊娠して母子手帳を受け取ったときから、出産した翌月分までの母体と赤ちゃんに対しても拡大しようというものです。

日本は、人口減少時代を予測よりも早く迎えました。子供を産み育てる環境づくりは、日本民族の隆盛、存続にとって極めて重大な喫緊の課題です。今回の条例改正により、妊婦さんまで無料制度が拡大されたことは大歓迎です。必要な財源はわずか150万円です。補正予算が組まれるほどベビーラッシュになることを期待します。また、文字どおりの窓口無料化が実現することも願ってやみません。

以上、賛成討論といたします。

**議長（土屋春江君）** ほかに討論ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時10分 再開）

**議長（土屋春江君）** 休憩前に戻り議事を再開します。

日程第1 議案第2号 立科町行政不服審査会条例制定についてから、日程第5 議案第6号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 立科町行政不服審査会条例制定についてから、議案第6号 立科町課等設置条例等の一部を改正する条例制定について

は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

賛成多数です。したがって、議案第7号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、可決することに決定しました。

日程第7 議案第8号 立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第15 議案第16号 立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 立科町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第16号 立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 平成28年度立科町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

遠山局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第17号 平成28年度立科町一般会計予算については、可決することに決定しました。

日程第17 議案第18号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第24 議案第25号 平成28年度立科町水道事業会計予算についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、議案第25号 平成28年度立科町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第26号 平成28年度立科町索道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、議案第26号 平成28年度立科町索道事業特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第26 議案第27号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着座願います。

起立多数です。したがって、議案第27号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第5号）については、可決することに決定しました。

日程第27 議案第28号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第30 議案第31号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第31号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第32号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、議案第32号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄については、可決することに決定しました。

日程第32 議案第33号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について及び日程第33 議案第34号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について及び議案第34号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第34 認定第1号 立科町町道路線の認定についてを採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号 立科町町道路線の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第35 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件を採決します。

本件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第36 報告第1号

**議長（土屋春江君）** 日程第36 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 報告第1号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項として、1件100万円以下の損害賠償額の決定については町長の専決でできることとなっております。この損害賠償額の決定について専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告を申し上げるものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思っております。

平成28年2月10日に専決処分したものでございます。

損害賠償の額、16万9,287円。

損害賠償の相手方は、ごらんとおりでございます。

事故の概要ですが、立科町準職員が平成28年2月1日午前11時30分、立科町大字芦田八ヶ野2029の1番地のしらかば2 in 1 スキー場通路で公用車を後退させたところ、駐車中の無人車に接触した物損事故でございます。

続きまして、3月3日に専決処分したものでございます。

損害賠償の額、13万5,410円。

損害賠償の相手方は、ごらんとおりでございます。

事故の概要、立科町準職員が平成28年1月28日午後2時25分、佐久市望月2114番地4の川西清掃センター構内で公用車を後退させたところ、駐車中の無人車に接触した物損事故でございます。

続きまして、3月7日に専決処分したものでございます。

損害賠償の額、11万6,912円。

損害賠償の相手方、ごらんとおりでございます。

事故の概要、立科町職員が平成28年1月13日午後0時30分、上田市真田町傍陽岡安付近の県道35号で、運転する公用車が右折しようとした前方車に接触した物損事故でございます。

報告は以上でございます。

#### ◎日程第37 議案第35号

**議長（土屋春江君）** 日程第37 議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年度県人事院勧告に準じた県の改正に合わせ、関連する条例の改正を行うものでございます。

概要でございますが、職員の給料表を改定し、0.65%から2.23%に引き上げを、平成27年4月1日から適用する改正でございます。

あわせまして、平成27年12月期の期末手当、勤勉手当についての改正を行います。勤勉手当では、一般職0.1月分の増、再任用職員0.05月分の増であり、期末手当では、任期付職員、常勤の特別職、議会議員、それぞれ0.05月分の増をする改正となります。

加えまして、平成27年12月期に増額した分を6月期と12月期に再配分する改正をあ

わせて行います。

また、等級別基準職務表は、これまで規則で運用してきましたが、地方公務員法による職務給の原則を徹底させる観点から、等級別基準職務表を条例で定める追加をしております。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。「100分の75」を「100分の85」にいたします。これは一般職の者でございます。「100分の95」を「100分の105」、これは特定幹部でございます。

附則第10項以降の改定は、給料の特例についての改正で、対象は課長となります。

2ページから9ページまでは給料表の変更となります。

10ページをお願いいたします。

第2条では、平成28年度以降についての改正であり、平成27年12月期にアップした分について、6月期と12月期に再配分するための改正となります。

別表第2として、等級別基準職務表を追加いたします。

附則としまして、第1項により、第2条並びに附則第6項、第8項及び第10項の規定は、平成28年4月1日からの施行とします。

第2項により、第1条の改定は平成27年4月1日からの適用及び平成27年12月1日からの適用の範囲を定めております。

第4項では、給与の内払いとみなす規定であり、第5項、第6項は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の改正であり、第5項は平成27年12月1日改正分を、第6項は平成28年4月1日からの改正分を定めております。

第7項、第8項は、立科町一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正であり、第7項で平成27年12月1日からの改正を、第8項で、号俸の標準的な基準を追加し、平成28年4月1日からの改正を定めております。

第9項、第10項は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正であり、第9項で平成27年12月支給分の改正を定め、第10項は平成28年4月1日からの改正を定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** 本案について質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 議案第36号～日程第42 議案第40号

**議長（土屋春江君）** 日程第38 議案第36号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第42 議案第40号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第36号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正は、総額に歳入歳出それぞれ8,163万2,000円を追加し、予算の総額を51億5,158万9,000円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。2款1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業1,598万4,000円、2款1項総務管理費、総合戦略評価委員会10万3,000円、2款1項総務管理費、加速化交付金移住対策事業4,169万6,000円、2款1項総務管理費、加速化交付金まるごと体験事業3,423万8,000円、5款1項農業費、千曲川ワインバレー特区連絡協議会負担金87万5,000円、6款2項観光費、信州ビーナスライン連携協議会負担金222万3,000円。

6 ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。起債の追加でございます。起債の目的、一般補助施設整備等事業債（自治体情報セキュリティ強化対策事業）、限度額、260万円、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の

利率)、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

9ページをお願いいたします。歳入についてでございます。

14款国庫支出金では、国の平成27年度補正予算で創設された地方創生加速化交付金、総額7,903万2,000円を計上し、21款町債では、補正5号に計上しました、国の補助金を受け事業実施する、自治体情報セキュリティ強化対策事業の補助残に充当するための起債の借入れになります。これは、後年度、元利償還金の50%が交付税措置となるものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

今回の補正は、県人事院勧告に準じた県の補正に合わせた、町の給与条例の改正に伴う人件費の補正と地方創生加速化交付金事業によるものが主な補正でございます。

2款1項1目一般管理費では、備品購入費に、ふるさと寄附金管理システムを計上し、ポータルサイトからの寄附金については一括データの管理ができるシステムであり、寄附金事務の省力化が図れるものでございます。

5目企画費では、地方創生加速化交付金の申請要件となる、総合戦略評価委員による総合戦略の進捗状況と目標達成度を検証するための日当及び旅費など10万3,000円を計上し、加速化交付金移住対策事業経費では、移住希望者へのワンストップ相談窓口として移住サポートセンターを設置します。また、移住相談役となる移住コンシェルジュの養成、メディアを活用したプロモーション活動、大学と連携した移住対策、町企業による合同就職説明会、サテライトオフィス導入に向けた基礎調査などを行う経費を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。加速化交付金まるごと体験事業経費では、立科町の魅力である自然を生かし、リゾート地域のみならず、農村地域も含めた立科町全体を丸ごと体験できる滞在型交流観光の構築を目指します。立科町まるごと自然観察プログラム開発、自然観察インストラクターの養成、自然体験ツアー、農村地域リピーター客増加事業等を行う経費を計上してございます。

15ページをお願いいたします。

5款1項農業費、農畜産物立科ブランド確立事業経費では、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金87万5,000円を計上し、6款2項観光費、観光一般経費では、信州ビーナスライン連携協議会への負担金222万3,000円を計上しました。

歳入歳出の差額78万2,000円は予備費で調整しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号から議案第40号まででございますが、先ほど提案いたしました、一般職の職員の給与に関する条例に基づく職員給料の補正が主なものでござい

ます。一括提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

歳入歳出の補正は、総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、予算の総額を8億857万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員給与の補正、また、その補正に伴う国県の交付金及び一般会計からの繰入金についてそれぞれ補正をいたしました。

歳入歳出差額の1万4,000円は予備費で調整してございます。

続きまして、議案第38号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容は、職員給与10万3,000円の補正によるものでございます。予備費で調整をいたしてあります。

続きまして、議案第39号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容は、職員給与10万円の補正によるものでございます。これにつきましても予備費で調整をいたしました。

続きまして、議案第40号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容は、職員給与の補正によるもので、予備費で調整してございます。

以上、議案第37号から議案第40号まで一括ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** 本案について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。  
4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 11ページの総務費でお伺いいたします。総務管理ですが、移住サポートセンターの施設改修というのが予算化されておりますけれど、これ場所としてはどこをどのように改造されるのでしょうか。それが一点と。

あと、案内用の車両ということなんですけれども、これ体験に来られた方なんかを案内するというふう聞いておりますけれども、これの運転手さんはどのように対応されるのでしょうか。

**議長（土屋春江君）** 斉藤総合政策課長。

**総合政策課長（斉藤明美君）** お答えいたします。

移住サポートセンターの今現在の候補予定地でございますけれども、ふるさと交流館芦田宿を想定しております。内容につきましては、1室を改造するような形を、今現在のところ計画をしております。

続きまして、車の、案内車の運転手の関係でございますけれども、専門の業者に委託

をする予定でございます。

以上です。

**議長（土屋春江君）** ほかにありませんか。3番、今井 清君。

**3番（今井 清君）** 3番、今井です。

一般会計補正予算、12ページの総務管理費の備品購入費の内容なんですが、屋外ネットワークカメラ160万1,000円計上されてますが、これについては、使用場所、使用目的の中身を、内容をお伺いします。

**議長（土屋春江君）** 齊藤総合政策課長。

**総合政策課長（齊藤明美君）** 屋外ネットワークカメラでございますが、使用場所につきましては今後検討をする予定でございます。1カ所予定しておりますが、この使い方でございますけれども、実際体験をして、農業体験をしていただいた方が、自分のお米ですとか、植えつけをしたものについて、後々インターネット等でカメラの中継を配信をしまして、そちらがリアルタイムでどのように育っていくのかということをごらんいただけるような整備をしたいと考えております。

以上です。

**議長（土屋春江君）** ほかにありませんか。7番、榎本真弓君。

**7番（榎本真弓君）** 榎本です。15ページの質問をします。

千曲川ワインバレー特区連絡協議会及び信州ビーナスライン連絡協議会、これの今後の展開を伺います。

**議長（土屋春江君）** 小平農林課長。

**農林課長（小平春幸君）** お答えいたします。

千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金であります。8市町村によって協議会が設立がされました。上田市、東御市、千曲市、小諸市の4市町村、坂城町、長和町、立科町の3町、それに合わせた青木村、1村、合わせて8市町村であります。

今回の事業については、総額700万円の事業でありまして、それを8市町村で均等割で87万5,000円ということになっております。用途としましては、現在考えられていますのが、人材育成ですとか、栽培技術の向上やイベントの開催、先進地視察等の事業を計画をされているところです。

以上です。

**議長（土屋春江君）** 今井観光課長。

**観光課長（今井一行君）** 信州ビーナスライン連携協議会につきましては、既に設立をされましたビーナスラインの連携協議会の活動費になります。こちら、加速化交付金のほうにそれぞれの事業を申請しておりますけれども、そちらの負担金ということの支出でございます。

今回のこの事業に対する具体的なもの、申しわけございません、資料を持ってきておりませんので、また後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

12ページの委託料の関係で、自然観察プログラムの構築等ということで2,135万8,000円計上されてますが、この多額の金額なんですけど、これについての具体的な、どんな内容で、どんなとこへ委託する予定を計画されてるのかお伺いしたいと思いません。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） 委託料の内容でございますけれども、自然観察プログラムの構築委託ということで、まず自然観察、周遊のガイドブックの作成委託、またポスター及びパンフレットの作成、それと、考えておりますのは、購入を予定しておりますバスのデザインの作成、また、この中にもバスの運転業務の委託を含めております。あと、農家民泊等、宿泊者限定の体験ツアーですとか、そちらの事業を想定しております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 重ねてお願いします。先ほどのバスのことなんですけど、私の認識、備品購入費の中の233万9,000円のバスと、もう一個、周遊用バスの800万円のバスというのは、これ2台を買うという意味でしょうか。その様式というか、概要についてお聞かせください。また、その用途についてもお聞かせください。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えいたします。

11ページの備品購入費の案内用車両でございますけれども、こちらにつきましては、サポートセンターの設置業務ということで、こちら案内ということで、案内車両は普通車を予定しております。

続きまして、12ページの備品購入費でございますが、周遊用バスということで、こちらツアーですとかに使用いたしますマイクロバスを購入する予定でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございせんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） そうすると、11ページのほうの案内用車両は普通車ですけど、233万9,000円と相当大きな額ですけども、これは軽自動車ではないんでしょうか。何で普通のほうにするんでしょうかね。私、商用自動車って、割と小型車の軽が一般的だと思ってるんですけど、普通にした理由を教えてください。

それから、周遊用バスですが、マイクロバス800万円ということなんですけれども、年間の利用頻度でどの程度見込んでおられるんでしょうか。また、観光用の方が来られないときは、例えば町内の団体のいろんなイベントにも使えるということの理解でよろしいでしょうか。確認です。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） 普通車といたしますか、バンタイプの車両を想定しております。

人数が4人から5人乗れるものとして、あと、物品、何か運搬をするようなものがございまして、そちらも乗せられるような形でバンタイプを想定しております。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） お答えをいたしたいと思います。

周遊用バスですが、観光客がいらっしゃる場合は、佐久駅へ迎えに行ったり、そのような場合にに使わせていただくと、あるいは町内の周遊に使うと。

あと、観光客がいない場合は、先ほど議員さんおっしゃったように、町で必要な方に利用いただけるように考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

今の周遊バスの関係なんですが、立科町は佐久平の駅から特に交通の便がなかなか難しい状況で、夏場は特にお客様の足の確保というのが重要だと思ってるんですが、そういった点でもこちらをお使いになる予定かどうかお伺いしたいです。

議長（土屋春江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） そのような場面も想定しております。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 西藤です。

11ページで、先ほど質問も出たんですが、15085のサポートセンターをふるさと交流館に置くということで、これを改修工事やるんですが、現状を見ますと、下と上でそれなりに使われてるんですが、改修という部分では、どんなようなイメージの改修になるんですか。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） 移住サポートセンターの今現在の計画でおりますけれども、ふるさと交流館の今受け付けのカウンターございますけども、そちらに1室を個室という形で設ける予定でおります。そちらを訪れた方については、きめ細やかな相談体制を組めるような部屋ということで活用をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） とすると、そんなに広いスペースとは思えないんですが、それで足りるということですか。

議長（土屋春江君） 齊藤総合政策課長。

総合政策課長（齊藤明美君） 相談に係るスペースでございますので、机が2テーブルか、それくらい置けるような広さをということで、そちらを想定しております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 総務費の職員管理についてお伺いいたします。ただいま、県の人勸に沿った給与改定ということをお伺いしましたが、町の職員さんのみならず、準職員と言われる方たちの処遇、待遇もあわせて考えるべきではないかなと思うんですが、人事院勧告に基づく職員への予算化は盛り込まれたんですが、そうした方への対応というのは検討されたんでしょうか。

議長（土屋春江君） 山浦副町長。

副町長（山浦智城君） ただいまの村田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

一応職員につきましては、長野県人事委員の委員会の勧告に基づきまして対応しております。ただし、臨時職員に関しては、今までもそこら辺の経過わかりませんが、若干ですが値上げというんですかね、をしたいというようなことで検討はしております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、議案第36号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第40号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを一括採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてから、議案第40号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り議事を再開いたします。

ここで、長坂総務課長から発言を求められていますので、発言を許可します。長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** 先ほど報告をさせていただきました報告第1号 専決処分の報告についての中に誤字がございましたので、誤謬訂正表をお配りしてございます。訂正をお願いしたいと思います。

また、平成28年3月7日付の専決処分につきましては、説明の中で、事故の概要の中で、傍陽岡安というふうにご説明を申し上げましたが、傍陽岡保の誤りだということでございますので、発言の訂正をしたいと思います。よろしく願いいたします。

**議長（土屋春江君）** 続きまして、今井観光課長からも発言を求められておりますので、発言を許可します。今井観光課長。

**観光課長（今井一行君）** 午前中の榎本議員からの議案第36号 立科町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご質問につきましてのお答えということでよろしく願いしたいと思います。

ビーナスライン連携協議会でございますけれども、茅野市、上田市、岡谷市、諏訪市、長和町、下諏訪町、立科町ということで、7市町での協議会となります。

こちらの今回の繰り越しとなります事業でございますけれども、まず広域観光ビジョンの策定ということでございまして、本年度、27年度におきましても基礎調査を行っておるんですが、こちらをもとにしながら、28年度につきましては、ビッグデータを詳細分析調査をする中で、さらにより細かい状況を把握しながら広域観光ビジョンを策定すると、それがまず一つでございます。

それから、2点目としまして、一体的な情報発信によるブランドの再構築事業ということで、主にはビーナスラインの映像化、それからホームページの作成等が上げられております。こちらの映像化につきましては、ドローン技術等も使いながら、動画を使ったホームページの掲載も予定されてるようでございます。

それから、観光客受け入れ環境の整備ということで、こちらにつきましては、沿線の観光案内所の職員や事業者を対象に広域的な観光案内ができるようにということで、研修会等が予定をされております。

それと、ビーナスラインドライブ促進事業ということで、まず、そのうちの一つが、レンタカーによるドライブ促進事業としまして、レンタカー業者と共同しまして、レンタカー利用者の圏域ドライブに係るモニタリング調査を実施していくと。こちらの委託費用、それから広報等の費用でございます。

最後ですけれども、ドライブイベント事業ということで、28年度にビーナスラインを活用して、クラシックカーラリーイベントが開催されますが、こちらと連携しましてイベントへの後援、それから車雑誌等を活用した情報発信ということで予定をされてます。

当町の負担分が222万3,000円ということで、今回予算計上させていただいたものがございます。

採決前のお答えができなくて、まことに申しわけございませんでした。

◎日程第43 発委第1号

議長（土屋春江君） 日程第43 発委第1号 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務経済常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

1番、今井英昭君。

1番（今井英昭君） 1番、今井英昭です。

請願第2号 米軍輸送機C V22及びMV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願について、継続審査の説明はありましたが、本件は、町民の安心安全な環境づくりに直結する事項であることから、今定例会での採決することを要望いたします。

議長（土屋春江君） 会議規則第16条の規定により、動議は、ほかに1人以上の賛成者が必要です。賛成者は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

ただいま、1番、今井英昭君から、請願第2号を本会議中に採決されたい旨の動議が提出されました。この動議は、2名以上の賛成者がありますので成立しました。

1番、今井英昭君から提出された請願第2号を本会議において採決することについてを議題として採決します。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、請願第2号を本会議において採決することについての動議は可決されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

◎追加日程第1 請願第2号

**議長（土屋春江君）** 追加日程第1 請願第2号 米軍輸送機CV22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。討論はありませんか。3番、今井 清君、登壇の上、願います。

**3番（今井 清君）** 3番、今井 清です。

米軍輸送機CV22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願について、賛成の立場で討論を行います。

2017年から東京横田基地に配備されることとなったと報道された米軍機オスプレイの訓練区域に、当立科町上空が含まれていることは青天のへきれきでございます。テレビ、新聞報道等でもご承知のとおり、オスプレイは超低空飛行や夜間飛行を行うため、事故率が極めて高く、また、低空飛行や夜間飛行による騒音についても大変憂慮するところでございます。

立科町は観光と農業の町でございます。この風光明媚な当町上空にオスプレイが飛ぶさまは、とても想像できるものではございません。オスプレイが飛ぶ観光地にお客様が来るとは思えません。子供たちを安心して通学・通園させられません。農業にも大きな支障が出るおそれが十分考えられます。

災害のない安心安全の町である立科町に最もふさわしくない、脅威の米軍輸送機オスプレイの飛行訓練に断固たる拒否をするため、飛行中止を求める意見書の提出に賛成するものです。

以上、私の賛成討論といたします。

**議長（土屋春江君）** ほかに討論ありますか。7番、榎本真弓君。

**7番（榎本真弓君）** 7番、榎本です。

米軍輸送機CV22・MV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願に反対の立場で討論をいたします。

まず、委員会は継続審査といたしました。それは、今世界的に起きている、日本の平和安全法の安全性が脅かされる、そういう緊急の事態に陥っていると判断をしたからです。委員会における継続審査はやり、また、この後しっかりと審査をいたしますが、それを今緊急に中止を求めるというのはいかなるものかと思えます。

オスプレイに対しては、国民の生命と財産を守る立場から、長野県は防衛大臣に対する安全性の要請を初め、質問書や要請が県知事名で提出をされております。北関東防衛局次長に対しても、危機管理監名で運用等に関する質問書、さらに、関係機関に安全性や訓練時期などの具体的内容について地域住民に十分な説明をすることなど、県知事名で要請をしております。

平成27年12月議会では、県は市町村の意見も踏まえた上で、国に対する要請について検討したいとの意向を示しております。

また、長野県ホームページにおいて、オスプレイ目撃情報の収集を行い、危機管理に努めるなどをしており、提出されている県議会の意見書は、責任を持って関係地方公共団体に説明するとともに、全国各地で行われている飛行訓練について、関係地方公共団体の意向を十分尊重して対応するよう要請をしました。

国防は国の絶対の責任でなされるものです。よって、現段階は、オスプレイの安全性、十分な説明、住民への影響を考慮するなどを求めることが妥当であると考えます。

飛行中止を求める意見書は、極論であり、不適切だと思います。県の対応に委ねるということも判断の一つであると申し上げ、採択反対といたします。

立科町上空だけを飛ばなければよろしいのでしょうか。議員の皆様の賢明な判断を仰ぎます。

議長（土屋春江君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第2号 米軍輸送機C V22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。請願第2号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、請願第2号 米軍輸送機C V22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願は採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号を除く案件を継続審査とすることについて採決します。

お諮りします。総務経済常任委員長から申し出のありました請願第2号を除く案件を閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号を除く案件を閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで、議事整理のため暫時休憩とします。全員協議会を開催しますので、議員は第1委員会室にお集まりください。再開は14時30分からです。

（午後1時47分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

◎日程第44 議案第41号

議長（土屋春江君） 日程第44 議案第41号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第41号 工事請負変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1、契約の目的、平成27年度立科町防災行政無線整備事業。2、工事箇所、立科町町内。3、契約金額、変更前3億1,962万4,920円、変更後3億1,804万9,200円。4、契約の相手方、松本市深志1丁目2番11号、株式会社日立国際電気長野営業所所長大木敬弘。

本件につきましては、平成27年度立科町防災行政無線整備事業の請負契約の変更について議決をお願いするものでございます。

内容は、工事請負代金の157万5,720円の減額でございます。工事進捗に伴い増額になったもの、また減額になったものそれぞれございますが、変更設計をしましたところ、全体的には減額の契約となり、条例の規定により、議会の議決が必要であることから提案申し上げるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、審議の上、議決いただきますようよろしくお願いたします。

議長（土屋春江君） 本案について質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第45 同意第2号

**議長（土屋春江君）** 日程第45 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** 同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件について、提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の定員は3名であり、任期は3年であります。選任の時期はそれぞれ異なっておりますが、委員の山浦正志氏がこの3月末をもって任期満了となります。後任に再度、山浦正志氏を固定資産評価審査委員に推薦をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

山浦氏は、昭和20年1月12日に生まれ、大学卒業後、県外の民間会社に勤務され、海外経験も豊かであり、グローバル感覚にすぐれた方でございます。昭和56年帰京後は、地域の活動に積極的に参加されており、地域の人望も厚く、また見識も高く、さらに前期3年間、固定資産評価審査委員としてお務めいただいておりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

任期は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。

よろしくご審議の上、同意をお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** 本案について質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本件について採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 立科町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第46 同意第3号

**議長（土屋春江君）** 日程第46 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の2項により、町長が議会の同意を得て任命することとなっておりますので、同意をお願いするものでございます。

米澤修一氏でございますが、この3月末をもって教育委員の任期満了となりますが、引き続き教育委員として選任するものでございます。

米澤氏は、一橋大学社会学部卒業後、高校教諭として松本深志高校の教頭や長野県教育委員会教育次長などを務められ、飯山北高等学校の校長を最後に平成24年3月退職し、立科町の教育委員長として、立科町の教育行政に尽力をいただいております。

そのほか、米澤氏は、県教育委員会とも太いパイプを持っており、立科教育推進にも力を発揮していただけると確信をしておりますので、よろしくご審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

議長（土屋春江君） 本案について質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わりにします。

この採決は起立によって行います。本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議会事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、同意第3号 立科町教育委員選任について同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第47 同意第4号

議長（土屋春江君） 日程第47 同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由のご説明をいたします。

教育委員の高尾昌子委員が都合により、この3月末日をもって辞任することに伴い、

立科町日向の堀 美智子氏を教育委員に選任するものでございます。

堀 美智子氏は、昭和27年2月22日生まれで、長野西高等学校より愛知教育大学養護教諭養成所を卒業され、長野市若穂中学を皮切りに、養護教諭として40年間勤務され、その間、平成14年から平成21年まで立科中学校にも勤務をされております。

長年、養護教諭として子供たちの心、体の発達状況などを専門的に見てこられておりますので、さまざまな観点から指導をいただけ、教育委員としてふさわしく、よろしくご審議の上、同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

**議長（土屋春江君）** 本案について質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求め  
る件は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第48 発委第2号

**議長（土屋春江君）** 日程第48 発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。両角議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

**5番（両角正芳君）** 議会運営委員長の両角です。

発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、この条例は、先ほどといたしますか、午前の中で可決されました立科町課等設置条例等の一部改正に伴い制定するものでございます。

立科町議会委員会条例の一部を次のように改正をいたします。皆様のお手元の裏側に載っております。

立科町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「・総合政策課」を「・企画課」に、「・観光課」を「・観光商工

課」に改める。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

よろしくご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

**議長（土屋春江君）** 本案について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第2号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第49 発委第3号

**議長（土屋春江君）** 日程第49 発委第3号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書とおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### ◎日程第50 選挙第1号

**議長（土屋春江君）** 日程第50 選挙第1号 立科町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選といたします。

次に、指名の方法についてお諮りします。指名については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

初めに、選挙管理委員は、お手元に配付した氏名の名簿のとおりです。中島哲夫君、吉村清二君、豊田裕至君、滝澤重一君、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいまの議長が指名した皆さんを選挙管理委員の当選者とする  
ことにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員は、お手元に配付しました名簿のとおり、小林みつ江君、村田文彦君、小宮山薫君、笠原恵子君、以上の4名を指名します。

お諮りします。ただいまの議長が指名した皆さんを選挙管理委員補充員の当選者とする  
ことにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました4名が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序と決定しました。

#### ◎追加日程第2 発議第1号

**議長（土屋春江君）** 追加日程第2 発議第1号 米軍輸送機C V22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** それでは、発議第1号 米軍輸送機C V22・MV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出についてということで申し上げます。

平成28年3月15日提出、提出者、今井英昭、賛成者、今井 清、森澤文王。

裏面をお願いいたします。

米軍輸送機C V22・MV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書。

アメリカ国防総省は、昨年5月12日、日本時間ですが、空軍横田基地に、垂直離着陸輸送機C V22オスプレイ10機を配備すると発表しました。そしてこの訓練空域に長

野、群馬、新潟3県にまたがる自衛隊高高度訓練空域「エリアH」、いわゆるホテルエリアを含めるとしています。また、既に普天間に配備されたMV22オスプレイの訓練空域には、北アルプスを含む「ブルールート」を含めています。

この両空域はいずれも上信越、妙高戸隠、中部山岳国立公園で、長野県最大の観光地です。この地域をオスプレイの訓練空域として低空飛行訓練などが行われると、観光上はもとより、県民生活に重大な影響を及ぼしかねません。さらにオスプレイは事故率が他軍用機より格段に高いと言われており、もし事故が起きれば大変な事態になります。

以上により、米軍垂直離着陸輸送機C V22オスプレイ、MV22オスプレイの「エリアH」・「ブルールート」等における飛行訓練に反対し、その中止を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成28年3月15日、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣宛て、立科町議会議長土屋春江。

以上です。

**議長（土屋春江君）** 本案について提出者の説明を求めます。1番、今井英昭君、登壇の上、願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

**1番（今井英昭君）** 1番、今井英昭でございます。

意見書の説明につきましては、先ほど議会事務局長の朗読のとおりです。

採択されますようによろしくお願いいたします。

**議長（土屋春江君）** これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、発議第1号 米軍輸送機C V22・MV22両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出については、提出することに決定しました。

これで本日の日程は終了いたしました。滝沢議員。

**10番（滝沢寿美雄君）** 1つお伺いしたいんですが、今日午前中の43の発委1号の委員会の

継続審査ということで審査をしたんですが、この件につきまして、委員長の申し出についての可否がなかったんで、これは否決ということでいいわけでしょうか、残りのものは。

**議長（土屋春江君）** 滝沢議員、もう一度質問をお願いします。

**10番（滝沢寿美雄君）** 申し入れしたときに、請願2号の審議はしましたよね。1号と2号はそのまま何もなくて終わったわけですが、これは継続審査が可なのか否なのかははっきりわからなかったんですが、これは否ということでいいわけですか。

**議長（土屋春江君）** 滝沢議員からの質問でございますけれども、継続審査ということでよろしくお願いたします。

これで本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして会議を閉じます。

なお、この後、3時5分より、第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員はお集まりください。

（午後2時57分 閉会）